

公益財団法人 交通遺児等育成基金

制 度 概 要	公益財団法人交通遺児等育成基金では、交通遺児等の健やかな育成を図ることを目的として、自動車事故により死亡した方の遺族である児童及び自動車事故により重度後遺障害が残った方の子弟である児童の生活基盤の安定を図るため、「交通遺児育成基金事業」、「交通遺児等支援給付事業」の二つの事業を行っています。					
交通遺児育成基金事業	拠出金 (加入時)	0～4歳 700万円	5歳 665万円	6歳 630万円	7～8歳 595万円	9歳 560万円
	10歳 525万円	11歳 485万円	12歳～12歳 6ヶ月未満 455万円	12歳6ヶ月 ～13歳未満 430万円	13歳～13歳 6ヶ月未満 400万円	
	13歳6ヶ月 ～14歳未満 370万円	14歳～14歳 6ヶ月未満 340万円	14歳6ヶ月 ～15歳未満 310万円	15歳～15歳 6ヶ月未満 280万円	15歳6ヶ月 ～16歳未満 240万円	
	育成給付金 (月額)	0～6歳 54,700円	6歳1か月 ～9歳 62,700円	9歳1か月 ～12歳 67,700円	12歳1か月 ～15歳 77,700円	15歳1か月 ～19歳 92,700円
	給付金総額	加入時年齢		受取総額		
		0～2歳	1,587～1,456万円			
	3～5歳	1,391～1,259万円				
	6～8歳	1,194～1,043万円				
	9～11歳	968～805万円				
	12～13歳	724～631万円				
	14～15歳11か月	538～342万円				
その他給付	加入者が満6歳、満12歳および満15歳に達し、小学校、中学校、高等学校へ入学または就職するときに、それぞれ橋本給付金6万円を支給します。 毎年6月末日時点での加入者に対し、育成付加給付金3.6万円を支給します。 加入者が満19歳に達し、育成給付金の支給が完了するときに、完了給付金5万円を支給します。					

交通遺児等支援給付事業	支給対象	自動車事故により生計を支えていた方が亡くなられたり、または重度の後遺障害（自賠法施行令別表第1または別表第2に掲げる後遺障害（第1級から第3級に該当））が残った方の家庭で生活が困窮しており、かつ、義務教育終了前のお子様がいる家庭を対象にしております。
	越年資金	義務教育終了前のお子様がいる自動車事故被害者家庭のうち生計困窮家庭に対して、当該家庭が新年を迎えるにあたっての生活資金を必要とする場合に支給します。 （金額） お子様1人につき30,000円
	入学支度金	自動車事故被害者家庭のうち生計困窮家庭のお様が義務教育を受けるために小学校または中学校に進学する場合に支給します。 （金額） お子様1人につき60,000円
	進学等支援金	自動車事故被害者家庭のうち生計困窮家庭のお様が義務教育を終了し直ちに上級学校に進学または就職する場合に支給します。 （金額） お子様1人につき60,000円
	緊急時見舞金	①自動車事故被害者家庭のうち生計困窮家庭であり、さらにお子様またはその扶養者が死亡または重度の後遺障害を被った場合に1家庭に対し10万円を支給します。 ②また、災害等により家屋が全壊又は半壊の被害を受けた場合は1家庭に10万円、その他の被害家庭には5万円を支給します。 （金額） 1家庭につき100,000円または50,000円
問い合わせ先	公益財団法人 交通遺児等育成基金 〒102-0083 東京都千代田区麴町 4-5 海事センタービル 7階 フリーダイヤル：0120-16-3611 TEL：03-5212-4511 FAX：03-5212-4512 URL：https://www.kotsuiji.or.jp E-Mail：info1@kotsuiji.or.jp	